

令和2年10月14日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市特定非営利活動法人指定審査会
会長 松 井 望

特定非営利活動法人の指定について（答申）

令和2年9月18日付け、FNo. 0・4・8をもって諮問のありました別紙の特定非営利活動法人の指定の更新について、本審査会において慎重に審議した結果、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（平成24年相模原市条例第31号、以下「条例」という。）第4条第1項（条例第9条第2項に基づき準用する場合を含む。）に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当である旨を答申します。

以 上

【別紙】

(1) 指定の更新申出法人（条例第9条第1項）

申出の あった 年月日	特定非営利活動法人 の名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載 された目的	定款に記載 された事業
令和2年 7月31 日	特定非営利活動法人 福祉協会しろやま	尾形 元 三	相模原市緑 区久保沢二 丁目25番 25号	この法人は、 就労困難な在宅 の障害者に対し て、働く場を提 供し、必要な作 業及び訓練を行 い、地域社会の 一員として可能 な限りの社会参 加ができるよう 支援する事業を 行うとともに地 域と一体となっ て、社会福祉の 増進やノーマラ イゼーションの 実現に寄与する ことを目的とす る。	(1) 特定非営利活 動にかかる事業 ① 障害福祉サー ビス事業 ② 実習生等の受 け入れ及び地域 との交流事業 ③ 相談事業 (2) その他の事業 ① 生産品等の物 品販売事業